

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年9月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260901	ファミリー観光株式会社 (法人番号 1380001001280) 代表 者朽木裕文	福島県福島市南矢 野目字鶴目東5番地 1	本社営業所	福島県福島市北沢又上 日行壇4-31	事業停止(3日間)、 輸送施設の使用停 止(280日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 15条第1項第1号、 法第15条第4項	令和8年4月20日、酒気帯び運転を端緒として監査 を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)酒 酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、 第2項)、(3)点呼の実施義務違反【飲酒運転防止 に係る点呼未実施】(安全規則第7条第1項)、(4) 点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条 第5項)、(5)運転者等台帳の作成義務違反(安全 規則第9条の5第1項)、(6)運転者の指導監督義務 違反(安全規則第10条第1項)	33	33
20260902	株式会社須賀川東部 運送(法人番号 2380001011270) 代表 者吉田雅弘	福島県須賀川市大 字田中字念仏坦69	本社営業所	福島県須賀川市大字田 中字念仏坦69	文書警告	法第15条第4項	令和8年7月30日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認め られた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)	0	0
20260910	ヤマトボックスチャー ター株式会社(法人番 号8010801015873) 代 表者平塚俊彦	東京都中央区明石 町6-26	岩手支店	岩手県北上市流通セン ター601-25	輸送施設の使用停 止(20日車)、文書 警告	法第15条第1項第2 号、法第15条第4項	令和8年5月19日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両 法(以下「車両法」)第47条)、(2)運転者の指導監 督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20260910	株式会社村山運送(法 人番号 3390001004611) 代表 者村山裕樹	山形県天童市大字 蔵増1465-11	本社営業所	山形県天童市大字蔵増 1465-11	輸送施設の使用停 止(14日車)、文書 警告	法第15条第1項第1 号、法第15条第4項	令和7年10月28日、令和8年1月8日及び4月8日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の 違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵 守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義 務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者の指導 監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

20260910	山木運輸株式会社(法人番号 1390001002187) 代表 者堀井雄嗣	山形県山形市大字 十文字751番地1	本社営業所	山形県山形市大字十文 字751番地1	輸送施設の使用停 止(52日車)、文書 警告	法第15条第1項第2 号、法第15条第4項	令和8年2月25日及び3月23日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47条)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
20260917	株式会社エスエスシー (法人番号 4370201002762) 代表 者阿部紀子	宮城県加美郡加美 町下多田川字百沢 72-10	本社営業所	宮城県加美郡加美町下 多田川字百沢72-10	輸送施設の使用停 止(20日車)、文書 警告	法第15条第1項第2 号、法第15条第4項	令和8年5月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。